

明 豊 海 第 4 号
2024 年（令和 6 年）4 月 15 日

明石市監査委員	藤 本 一 彦 様
同	藤 田 隆 大 様
同	竹 内 き よ 子 様
同	井 藤 圭 順 様

明 石 市 長 丸 谷 聡 子

市民生活局（産業振興室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

2024 年（令和 6 年）3 月 25 日付け明監第 1 1 3 号で提出のあった市民生活局（産業振興室）定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和6年3月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

単価契約による漁港施設等の維持補修工事について

農水産課では、漁港施設等の老朽化や災害等から施設機能を早期に回復させることなどを目的として、当該施設の維持補修工事を単価契約によって行っている場合がある。

単価契約による工事は、設計・契約手続を省略し、指示書のみで着手することができるため、年間を通して発生する小規模又は緊急性のある事態に対して、所管課が迅速に対応することが可能となるものである。

しかしながら、これまで他部署の定期監査において、本来、総価契約ですべき工事を単価契約に置き換えて執行している不適正な事例が、多数見受けられたことから、監査委員の指摘事項として公表するとともに全庁的にもこのような事例をなくすよう、注意喚起を図ってきたところである。

このたびの当課の定期監査において、未だ単価契約にない作業を単価契約の工種に置き換えて執行している事例が散見された。

単価契約による工事の施行にあたっては、工事の規模や内容、緊急性の度合いなどを十分に考慮し、適用範囲を厳密に精査し、適正な予算執行を行われるよう、再度すべての所属職員に周知・徹底を図られたい。

(講じた措置)

ご指摘のあった事項については、単契工事の発注に関してはすでに改善を図っております。また、単価契約による工事施工にあたっては、工事の規模や内容、緊急性の度合いなどを十分に考慮し、修繕、材料支給、単価契約による維持補修工事などの対応方法を適切に判断するとともに、工事項目の適用範囲を厳密に精査して発注するようにしてまいります。

さらに、適正な予算執行を行われるよう、改めてすべての所属職員に周知・徹底を図ってまいります。